

安全学基礎

－ 安全規制 －

システム創成学科



安全規制の役割



◆安全規制とは

- 事故や災害の防止のために、政府が施設、製品、サービスなどの仕様や安全性維持活動を事業者**強制**すること

◆安全規制が必要な理由

- 事故や災害の損害は損害賠償によって補償できるし、安全でない製品、職場は市場で選択されない。
- しかし、市場が安全の内部化に失敗することがある。
 - ◆ 賠償能力の限界
 - ◆ 世代を超える長期的影響
 - ◆ 損害発生の原因関係の不明確さ
 - ◆ 情報の非対称性



安全規制の根拠

◆ 憲法25条 (生存権、国の生存権保障義務)

1. すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2. 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

◆ 比例原則

- 生存権と同時に「自由及び幸福追求に対する国民の権利」(憲法13条)があるので、不当な規制を行って自由な(経済)活動を阻害することは許されない。
- リスクの大きさに見合った必要最低限の規制だけが許されるべきというのが一般的解釈である。



安全規制の手段(1)

◆安全規制の具体的手段

- 安全確保のために守るべき技術基準を定めて、事業者にもこれを守らせる

◆適合性評価

- 施設、製品、サービスなどが技術基準を充たしているかどうかを確認するための行為

◆認 証

- 適合性評価に必要な手段や手続きを定め、これに従っていることを保証する行為



安全規制の手段(2)

◆直接規制

- 特定行為の禁止、許可、認可
- 資格制度
- 基準・認証制度
- 検査・検定・審査
- 契約や行政指導

◆間接規制

- 誘導・誘引
- 業界指導
- 情報提供



安全規制の手段(3)

◆事前規制

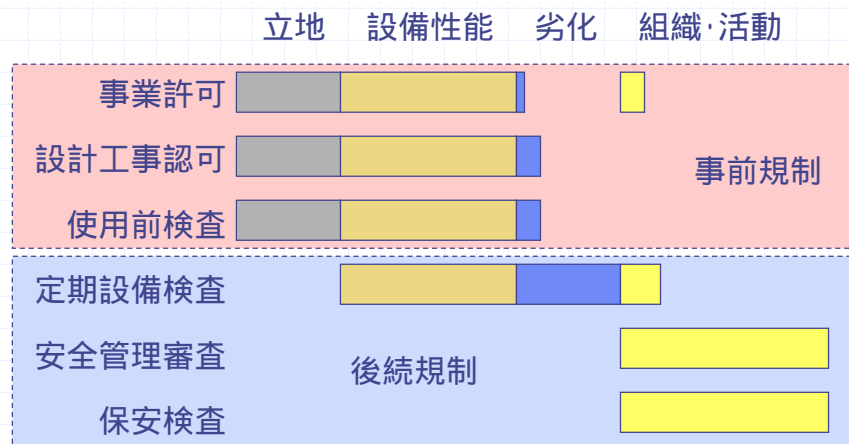
- 活動(設備利用)の開始前に行われる規制で、設備、製品、組織などが技術基準に適合するように立地、設計、製作、実装されているかどうか確認する。

◆後続規制

- 活動(設備利用)の開始後に行われる規制で、設備、組織、経営などが技術基準に適合するように維持管理、運営されているかどうか確認する。



原子力における段階規制



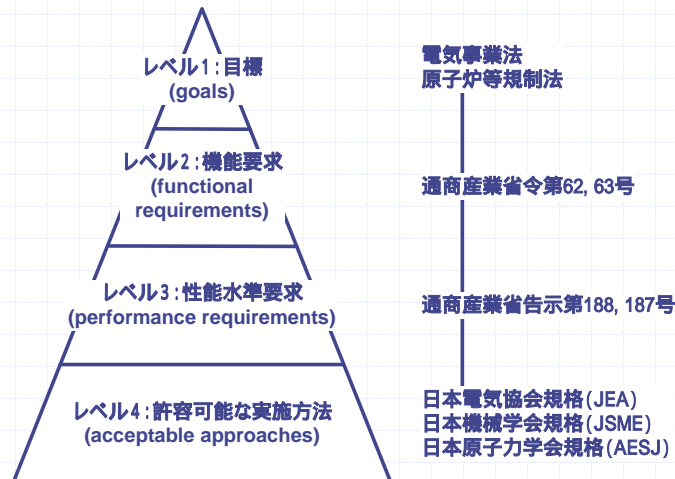
規制のための法令・基準体系(1)

- ◆ レベル1: 目標
 - 規制が達成しようとする一般的な目標
- ◆ レベル2: 機能要求
 - 目標達成のために施設・活動に求められる機能
- ◆ レベル3: 性能水準要求
 - 各機能要求を実現するために特定された定量的な判断基準や満足すべき水準など
- ◆ レベル4: 容認可能な実施方法
 - 性能水準要求への適合性実証、あるいは性能水準要求を満足するための具体的な方法や技術的手段



規制のための法令・基準体系(2)

発電用原子炉安全規制の例



仕様規定型と性能規定型規制

◆仕様規制型規制

- 実施方法までの全体系を法令で定める

例: 圧力管はN鋼製で、厚みは mm以上、直径は cm
以下でなければならない。

◆性能規定型規制

- 性能水準要求までを規制法令で定め、実施方法は民間基準を採用

例: 圧力管は Pa以上の内圧に耐えなければならない(材料、寸法はこの要求を充たせばどうでもよい)。

- ◆ 規制合理化の社会的要請を受けて、性能規定型規制への移行が進められている。



適合性評価に必要な基準類

◆技術基準

- 安全確保のために事業者が施設、製品、サービスなどに関して達成すべき技術的要求を定めたルール

◆品質補償基準

- 適合性評価のための諸活動を行う組織体制に関する要求を定めたルール

◆認証・認定基準

- 適合性評価を実施する個人や組織の技術的能力の確認に関する要求を定めたルール



適合性評価プログラム

